
プロジェクト	公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目	国際的な会計基準と整合を図ることに対する今後の進め方の検討（金融商品）

I. 本資料の目的

- 第 122 回専門委員会(2017 年 11 月 21 日開催)及び第 374 回企業会計基準委員会(2017 年 12 月 5 日開催)において、金融商品の公正価値測定に関するガイダンス及び開示に関して、国際的な会計基準と整合を図ることの有用性とコストについて、主に次の観点から予備的な分析を行った。
 - 時価（公正価値）の定義及びガイダンスを IFRS 第 13 号と整合させる必要性
 - 時価（公正価値）に関するレベル別開示の必要性
 - IFRS 第 9 号「金融商品」との整合性を図る取組み
- また、予備的な分析においては、検討に資する情報を追加的に収集するために、次の追加的な作業を行うとしていた。
 - 作成者に対するアウトリーチにより、IFRS 第 13 号を適用する場合に生じると考えられる影響及びレベル別開示の個々の項目に対する作成負荷を確認する（審議事項(6)-2）。
 - 利用者に対するアウトリーチにより、IFRS 第 13 号に基づくレベル別開示の個々の項目をどのように利用しているかを確認する（審議事項(6)-3）。
 - 我が国における IFRS 任意適用企業、海外の IFRS 適用企業について、業種別に、財務諸表及び投資家向け説明資料にレベル別開示がどの程度記載されているかを確認する（審議事項(6)-4 参考資料 1）。
 - 仮に IFRS 第 9 号の要求事項を日本基準に取り入れた場合に、現行の日本基準の金融商品会計と比べて、どのような金融商品について追加的に公正価値測定が求められるか、又は求められなくなるかについて確認し、公正価値測定に関する検討が再度必要となるかについて検討する（審議事項(6)-4 参考資料 2）。
- 本資料は、第 1 項の 3 つの観点について、第 1 項の予備的な分析及び第 2 項の追加的な作業の結果を踏まえた事務局からの提案及び国際的な会計基準と整合性を図ることに対する今後の進め方について議論することを目的としている。

II. 時価の定義及びガイダンスをIFRS第13号と整合させる必要性

予備的な分析

4. 第374回企業会計基準委員会の審議資料（審議事項(6)-2第10項）では、時価（公正価値）の定義及びガイダンスをIFRS第13号と整合させる必要性について、予備的な分析結果を次の点から整理している。
 - (1) 現行の日本基準における時価は、IFRS第13号（及び米国会計基準）における公正価値と異なる可能性があると考えられる。国際的には、IFRSと米国会計基準が概ね一致していることもあり、日本基準による時価とIFRS第13号による公正価値を同一のものとする取組みは、国際的に整合性のある形で日本基準における時価評価（公正価値測定）が行われることを担保することとなり、国際的な企業間の財務諸表の比較可能性の向上に資するものとして、有用となる可能性があると考えられる。
 - (2) また、日本基準における時価評価（公正価値測定）が国際的なものと異なるものと捉えられ、時価評価の信頼性に疑念が呈される懸念を抑えることも可能になると考えられる。
 - (3) ただし、金融商品に関する時価の定義及びガイダンスを変更した場合、企業によっては、適用に関して相応のコストが生じる可能性があり、また、経営管理に影響を与える可能性もあるため、それらの分析を行うことが必要であると考えられる。

追加的な作業の結果

5. 事務局は、作成者（金融機関）に対するアウトリーチを実施し、金融商品に関する時価の定義及びガイダンスを変更した場合の、適用コストや経営管理の影響について意見を聴取した。アウトリーチでは、主に、以下の意見が聞かれている（資料(2)参考資料）。
 - (1) 時価の定義及びガイダンスをIFRS第13号と整合させた場合、主に、①上場株式に市場価格の平均を用いている場合、②債券等で現行の評価手法（モデル評価、第三者が提供する価格等）が使用できなくなる場合、③非上場デリバティブに（市場ベースの）信用リスク調整を新たに考慮する場合において、時価が異なる可能性がある。
 - (2) 企業の負荷については、①時価評価モデルへの入力数値に係るデータの入手又は整備、②評価技法の変更に伴うシステム構築、評価方針を策定するための判断及び

文書改訂やブローカーが提供する価格の検証といった決算プロセスの変更について、追加的な負担が発生する可能性がある。

(3) 経営管理については、主に、①投資行動（市場価格の平均が認められなくなる場合やブローカー価格の検証コストから生じる影響）、②市場リスク管理及びヘッジ、③資本規制（市場価格の平均が認められなくなる場合や信用リスク調整導入から生じる影響）、④期中予測（市場価格の平均が認められなくなる場合の影響）に影響が生じる可能性がある。

6. 一方で、一部の作成者からは、日本基準の時価の定義が IFRS 第 13 号と乖離する場合には、IFRS 任意適用企業には複数の時価（例えば、連結財務諸表は IFRS、個別財務諸表は日本基準）を管理する負荷が生じる可能性があり、IFRS 第 13 号との整合性を確保すべきであるとの意見が聞かれた。
7. なお、利用者に対するアウトリーチにおいても、参考までに当該論点について質問した。多くの利用者からは、市場価格の平均の使用について、複数の評価方法が並存すると分析の際に企業間で調整を行う必要があるなどの理由から、原則として、期末日時点の市場価格を時価と定めることが望ましいとの意見が聞かれた。ただし、市場流動性の低い金融商品について、一定期間の市場価格の平均値を時価とみなすことは検討に値するとの意見も聞かれた。

予備的な分析及び追加的な作業結果を踏まえた分析

8. 多くの作成者から、時価の定義及びガイダンスを IFRS 第 13 号と整合させた場合、一部の金融商品（株式、債券、非上場デリバティブ）において時価が異なる可能性があるほか、適用上の負荷が発生し、投資行動、リスク管理、規制等に影響する可能性があるとの意見が聞かれている（第 5 項参照）。
9. この点、国際的な会計基準をすでに適用している国からは、現行の日本基準の時価が国際的な会計基準の公正価値から一部乖離していると捉えられ、日本基準における時価評価の信頼性に疑念が呈される可能性があると考えられる。

また、仮に時価に関するレベル別開示を日本基準に導入する際に、時価の定義及びガイダンスを IFRS 第 13 号と整合させない場合には、国際的な比較可能性の向上に寄与しないと考えられる。

これらを踏まえると、時価の定義及びガイダンスを IFRS 第 13 号と整合させることについては有用性があるものと考えられる。

ただし、上場株式への市場価格の平均の使用について存続を求める意見が聞かれているため、この点については、仮に会計基準の開発に着手した場合には、論点として検討することが考えられる。

III. 時価に関するレベル別開示の必要性

予備的な分析

10. 第374回企業会計基準委員会の審議資料(審議事項(6)-2第14項から第16項)では、時価に関するレベル別開示の必要性について、主に次の点から整理している。

公正価値のレベル区分の開示

- (1) 現状の日本基準では、金融商品の時価が開示されているが、開示される時価の中にはさまざまな特徴のもの(市場価格がそのまま用いられているか、評価技法が用いられているかの違いや、評価技法に用いられる入力数値が市場で観察可能か、観察可能でないかの違い等)が混在しているため、IFRS第13号における公正価値ヒエラルキーのレベルごとの公正価値の残高の開示のように、その特徴に基づき、公正価値を区分けして開示することは、財務諸表利用者による時価開示の理解を促進する有用な情報を提供する可能性があると考えられる。
- (2) 金融危機時における状況変化を適時に捕捉できるよう公正価値のレベル別開示を整備することは、国際的な企業間の財務諸表の比較可能性及び我が国における会計基準の信頼性を確保するために必要ではないかと考えられる。

レベル3の公正価値測定に関する開示

- (3) ただし、レベル3の公正価値測定に関するより詳細な開示については、IFRS第13号の適用後レビューにおいて、国際的にも作成コストと情報の有用性の観点から議論があるほか、国内でも一部の利用者から有用性が限定的とする意見や、多くの作成者から過大な作成コストを懸念する意見が聞かれている。そのため、特に慎重に検討を行う必要がある。

金融商品を多数保有していない企業

- (4) また、金融商品を多数保有していない企業では、金融商品のレベル別開示の有用性は高くない可能性があり、これらの点について、コストと情報の有用性の検討を慎重に行う必要がある。

追加的な作業の結果

11. 事務局は、利用者（アナリスト）及び作成者（金融機関）に対してアウトリーチを実施したほか、我が国の IFRS 任意適用企業及び海外の IFRS 適用企業の財務諸表等の分析を行った。

（公正価値のレベル区分の開示）

12. 利用者に対するアウトリーチの結果、主に以下の意見が聞かれている（審議事項(6)-3）。
 - (1) レベル 3 の金融商品は、市場の流動性や入力数値の利用可能性が低く、測定値の信頼性も低いため、将来における価格変動リスクが大きく、損益や自己資本への影響度合いが主要な関心事になるため、レベル 3 の区分は重要である。
 - (2) 公正価値のレベル区分の開示については、総資産や自己資本に対するレベル 3 の比率について同業他社比較や時系列比較を行うことにより、財務基盤の潜在リスクの分析やポートフォリオの見直しの進捗状況等の確認に用いている。
 - (3) 金融市場にストレスがかかった状態、あるいはそうした変化が懸念される場合に比較分析（時系列比較、同業他社比較）のニーズは高まると考えられる。もっとも、ストレス時の分析のためには、平時の状況を把握しておく必要がある。
 - (4) 銀行のバーゼル規制の開示における証券化エクスポージャー情報など他の開示情報から収集可能な情報は存在するものの、デリバティブなど代替的な開示が存在しない場合もあり、レベル別の開示は有用である。
13. 作成者に対するアウトリーチの結果、主に以下の意見が聞かれている（審議事項(6)-2）。
 - (1) 適用初年度に、市場が活発か否かなどの判断基準の設定、社内規程の見直し、部署間の連携方法の見直し、システム対応等、相応の負荷がかかると考えられる。
 - (2) 導入後は、各決算期末後の作業となるレベル判定の事務負担が増加することが見込まれる。また、観察可能でない入力数値が重要か否かの評価について、時期、頻度によっては、決算業務における当該評価にかかる負担が大きくなる可能性がある。
14. 我が国の IFRS 任意適用企業（大半が非金融業）及び海外の IFRS 適用企業（金融業及び非金融業）の財務諸表及び投資家向け説明資料における開示状況を確認したところ、主に以下の点が確認された（審議事項(6)-4 参考資料 1）。

- (1) 最新の年次決算の財務諸表においては、公正価値に関するレベル別の残高をほとんどの企業が開示している。
- (2) 最新の年次決算の投資家向け説明資料に公正価値測定のレベル別情報を開示している企業は極めて限定的であったが、海外のIFRS適用企業（金融業）に関して過去の期間にさかのぼると、金融危機直後を中心に年次決算の投資家向け説明資料に公正価値測定のレベル別情報を開示している企業が複数みられた。

(レベル3の公正価値測定に関する開示)

15. 以下では、第10項(3)のレベル3の公正価値測定に関する開示について、特に作成コストが高いと考えられる次の開示項目について追加的な作業の結果をまとめている。
 - (1) 期首残高から期末残高への調整表
 - (2) 定量的な感応度分析
 - (3) 重大な観察可能でない入力数値に関する定量的情報

期首残高から期末残高への調整表

16. 利用者に対するアウトリーチでは、主に、金融危機時において、市場流動性がなくなった商品の残高や増減を理解するためには、期首残高から期末残高への調整表は有用な情報であるとの意見が聞かれている。また、表形式である必要はないが、レベル3の残高の増減理由を理解できる情報は有用であると考えられるとの意見も聞かれている。
17. 作成者に対するアウトリーチからは、主に、期首からのフローに関する情報が必要であるため、レベルの変遷履歴保持のためのシステム開発等も必要となる可能性があるといった意見や、期末日におけるレベル判定の後に作成が必要になり、また連結ベースで情報を収集するため、作成負担が大きいとの意見が聞かれている。

定量的な感応度分析

18. 利用者に対するアウトリーチでは、当該開示は、レベル3の金融商品の保有から生じ得る、損益や自己資本への影響度合いを評価するにあたって有用である一方で、適切なグルーピングや計算の仮定等について十分な開示がないと有用な開示とはならない可能性が高いと考えられるとの意見が聞かれている。
19. 作成者に対するアウトリーチでは、リスク部署と協議の上、新規の決算フロー構築並びにリスク管理方法の見直しやシステム改修が必要であるほか、期末日におけるレベル判定の後に実施することとなるため実務負荷が高いとの意見が聞かれている。

重大な観察可能でない入力数値に関する定量的情報

20. 利用者に対するアウトリーチでは、経営者が過度に楽観的又は悲観的であるか、あるいは妥当な見積りを行っているかの評価を行うことが可能となるとの意見があった一方で、開示されている入力数値の幅が広く情報として利用しづらい印象があるとの意見も聞かれている。
21. 作成者に対するアウトリーチでは、主に、期末日におけるレベル判定後に作成するものであり、また連結ベースで情報を収集するため、相応の時間が必要となる可能性があると考えられるとの意見が聞かれている。

(金融商品を多数保有していない企業)

22. 作成者に対するアウトリーチは金融機関を対象にしていたほか、利用者に対するアウトリーチも金融機関を念頭に置いた意見がほとんどであり、金融商品を多数保有していない企業については、利用者から、レベル3の残高が少なければ詳細な開示は必要ないと考えられるとの意見が聞かれているにとどまっている。
23. 一般的に金融商品を多数保有していないと考えられる非金融業の企業について、我が国のIFRS任意適用企業及び海外のIFRS適用企業の財務諸表における開示状況を確認したところ、次の共通点があった。
- (1) 公正価値に関するレベル別の残高をほとんどの企業が開示している。
- (2) レベル3の公正価値測定に関する開示については、「使用した評価技法及びインプットの記述」、「ヒエラルキーにおけるレベル間の振替」、「期首残高から期末残高への調整表」について、多くの企業が開示している。
- (3) 一方で、「重要な観察可能でないインプットに関する定量的情報」、「純損益に認識した未実現利得・損失」、「定性的な感応度分析」、「定量的な感応度分析」については、多くの企業が開示していない。

予備的な分析及び追加的な作業結果を踏まえた分析**(公正価値のレベル区分の開示)**

24. 利用者に対するアウトリーチからは、レベル3の金融商品は、市場の流動性や入力数値の利用可能性が低く、測定値の信頼性も低いため、将来における価格変動リスクが大きく、損益や自己資本への影響度合いが主要な関心事になるとの意見が聞かれた。

こうした意見は、入力数値の観察可能性に基づいて公正価値を区分することに追加

的な意義があることを示していると考えられ、第10項(1)に示した、IFRS第13号における公正価値ヒエラルキーのレベルごとの公正価値の残高の開示のように、その特徴に基づき、公正価値を区分けして開示することは、財務諸表利用者による時価開示の理解を促進する有用な情報を提供するととの予備的な分析の結果と整合的であると考えられる。

25. また、公正価値のレベル区分の開示情報は、レベル3の総資産や自己資本に対する比率の時系列・他社比較や価格変動のシナリオ分析に利用されているとの意見が聞かれた。また、公正価値のレベル区分の開示は、金融市場にストレスがかかった状態あるいはそうした変化が懸念される場合にニーズが特に高まるとされたものの、ストレス時の分析のためには平時の状況を把握しておく必要があるとの意見も聞かれた。

さらに、公正価値のレベル区分の代替的な開示情報として、バーゼル規制の開示における証券化エクスポージャー情報から類似した情報を得られるとの意見があったものの、デリバティブなど代替的な開示が存在しない場合もあり、レベル区分の開示は有用であるとの意見も聞かれた。なお、バーゼル規制は銀行¹に対する規制であり、保険会社など他の業種では同情報は規制上で開示が義務付けられていない。

これらの点は、第10項(2)に示した、公正価値のレベル区分の開示が、財務諸表利用者による時価開示の理解を促進する有用な情報を提供するととの予備的な分析の結果と整合的であると考えられる。

26. 実務における開示の観点からは、最新の年次決算の財務諸表において、我が国のIFRS任意適用企業及び海外のIFRS適用企業のほとんどが、公正価値に関するレベル別の残高を開示していた。

この点は、第10項(2)に示した、公正価値のレベル区分の開示が、国際的な企業間の財務諸表の比較可能性及び我が国における会計基準の信頼性を確保するために必要ではないかとの予備的な分析の結果と整合的であると考えられる。

27. 作成者からの、市場が活発か否かの評価、観察可能でない入力数値が重要か否かの評価、プロセス及びシステム対応に関して追加的な負担が発生する可能性があるとの意見があることは理解できるが、第24項から第26項の観点から、公正価値のレベル区分の開示は有用であると考えられる。

¹ 銀行持株会社を含む。なお、我が国では大規模な証券会社の親会社にも適用されている。

(レベル3の公正価値測定に関する開示)

28. 作成者からは、期首残高から期末残高への調整表、定量的な感応度分析、及び重大な観察可能でない入力数値に関する定量的情報の開示項目について、期末日におけるレベル判定後に作成するものであり、また連結ベースで情報を収集する必要があるため、作成コストが高いとの意見があった。特に、期首残高から期末残高への調整表について、負荷が大きいとの意見が多く聞かれた。
29. 期首残高から期末残高への調整表については、多くの利用者から、レベル3の残高の増減理由の理解に対して強いニーズがあり、当該開示は有用であるとの意見が聞かれている。また、我が国のIFRS任意適用企業及び海外のIFRS適用企業の最新の年次決算の財務諸表において、多くの企業が期首残高から期末残高への調整表を開示していた。

こうしたことから、期首残高から期末残高への調整表による開示は、時価開示の理解を促進する有用な情報を提供するだけでなく、国際的な企業間の財務諸表の比較可能性及び我が国における会計基準の信頼性を確保するために有用であると考えられる。

ただし、一部の利用者から、レベル3の残高の増減理由が理解できるのであれば必ずしも表形式にはこだわらないとの意見も聞かれていることから、仮に国際的な会計基準と整合性を図る場合には、開示形式の検討を行うことが考えられる。

30. また、定量的な感応度分析、及び重大な観察可能でない入力数値に関する定量的情報についても、利用者から、具体的な開示方法に課題があるとの意見はあるものの、レベル3の金融商品の保有から生じ得る損益や自己資本への影響度合いの評価又は公正価値測定の前掲の妥当性確認のためにそれぞれ有用であるとの意見が聞かれている。また、海外のIFRS適用企業の最新の年次決算の財務諸表では、金融業の企業の多くはこれらの項目を開示していた。

そのため、これらの開示についても、時価開示の理解を促進する有用な情報を提供するだけでなく、国際的な企業間の財務諸表の比較可能性及び我が国における会計基準の信頼性を確保するために有用である可能性が高いと考えられる。

ただし、これらの開示項目は、公正価値のレベル区分の開示や期首残高から期末残高への調整表ほどは多くの企業で開示されているものではなく、仮に国際的な会計基準と整合性を図る場合には、コストと便益を踏まえた詳細な検討を行う必要があると考えられる。

(金融商品を多数保有していない企業)

31. 我が国の IFRS 任意適用企業及び海外の IFRS 適用企業の財務諸表における開示状況を確認したところ、一般的に金融商品を多数保有していないと考えられる非金融業の企業でも、公正価値のレベル区分の開示についてはほとんどの企業が開示していた（第 23 項(1)参照）一方で、レベル 3 の公正価値測定に関する開示に関しては、「重要な観察可能でないインプットに関する定量的情報」、「純損益に認識した未実現利得・損失」、「定性的な感応度分析」、「定量的な感応度分析」について多くの企業が開示していなかった（第 23 項(3)参照）。

この点、一般的に金融商品を多数保有していないと考えられる非金融業の企業では、国際的な企業間の財務諸表の比較可能性及び我が国における会計基準に対する信頼性の確保の観点からは、レベル 3 の公正価値測定に関する開示の一部は有用性が必ずしも高くないと考えられる。

そのため、仮に国際的な会計基準と整合性を図る場合には、金融商品を多数保有していない企業又はレベル 3 の金融商品の保有が少ない企業に対しては、レベル 3 の公正価値測定に関する開示又は時価に関するレベル別開示全体が必要かどうかについて検討することが考えられる。

IV. IFRS第9号「金融商品」との整合性を図る取組み

予備的な分析

32. 第 374 回企業会計基準委員会の審議資料（審議事項(6)-2 第 21 項から第 23 項）では、IFRS 第 9 号との整合性を図る取組みとの関係について、予備的な分析結果を次のようにまとめている。
- (1) IFRS 第 9 号との整合性を図る取組みは、その検討範囲が幅広く、仮に開発に着手するとしても、相当の年数がかかることが予想される。また、IFRS 第 13 号は、現行の日本基準における金融商品会計を基礎として整合性を図る必要性を検討することも可能であると考えられる。
 - (2) ただし、現行の日本基準における金融商品会計を基礎として IFRS 第 13 号との整合性を図る場合、検討の結果によっては 2 度（IFRS 第 13 号及び IFRS 第 9 号のそれぞれ）の負荷が企業側に発生する可能性があり、この点については分析が必要と考えられる。

追加的な作業の結果

33. 事務局は、利用者及び作成者に対するアウトリーチに基づき、現行の日本基準における金融商品会計を基礎としてIFRS第13号との整合性を図る必要性を先行して検討し、その後仮にIFRS第9号の要求事項を日本基準に取り入れたときに、どのような金融商品について追加的に公正価値測定が求められるか、又は求められなくなるかについて確認し、公正価値測定に関する検討が再度必要となるかについて検討した（審議事項(6)-4 参考資料2）。
34. 分析の結果、現行の日本基準における金融商品会計を基礎として、IFRS第13号と整合性を図る必要性を検討する場合、仮にIFRS第9号の要求事項を日本基準に取り入れたときに、公正価値測定に関する検討が再度必要となる金融商品としては、日本基準において区分処理されていないが、IFRS第9号に基づく区分処理される金融負債に含まれる組込デリバティブがあると識別した。

ただし、当該金融商品は、必ずしも多くの企業に幅広く見られるものではないと考えられ、仮に現行の日本基準における金融商品会計を基礎としてIFRS第13号と整合性を図る必要性を検討するとしても、重要な支障はないと考えられる。

予備的な分析及び追加的な作業結果を踏まえた分析

35. 上記より、IFRS第9号との整合性を図る取組みは、その検討範囲が幅広く、仮に開発に着手するとしても、相当の年数がかかることが予想され、また、仮に現行の日本基準における金融商品会計を基礎としてIFRS第13号と整合性を図る必要性を検討するとしても、IFRS第9号の要求事項を日本基準に取り入れたときに、公正価値測定に関する検討が再度必要となる金融商品は幅広く見られるものではないと考えられるため、現行の日本基準における金融商品会計を基礎としてIFRS第13号と整合性を図る必要性を検討することに重要な支障はないと考えられる。

V. 提案

予備的な分析及び追加的な作業結果を踏まえた分析に基づく提案

36. これまでの分析を踏まえた、事務局の提案は以下のとおりである。
- (1) 金融商品に関する時価の定義及びガイダンスをIFRS第13号と整合性を図ることについては、国際的な企業間の財務諸表の比較可能性向上及び日本基準における時価評価の信頼性確保の観点から有用であると考えられるがどうか。
 - (2) 公正価値のレベル区分の開示については、利用者への情報提供の観点や国際的な

整合性及び日本基準の信頼性確保の観点から有用であると考えられるかどうか。

- (3) レベル 3 の公正価値測定に関する詳細な開示に関しては、一般に、有用である可能性があると考えられるものの、仮に国際的な会計基準と整合性を図る場合には、開示項目ごとに、コストと便益を比較衡量した詳細な検討を行うことが考えられるかどうか。
- (4) 金融商品を多数保有していない企業又はレベル 3 の金融商品の保有が少ない企業に対しては、仮に国際的な会計基準と整合性を図る場合には、レベル 3 の公正価値測定に関する開示又は時価に関するレベル別開示全体が必要かどうかについて検討する必要があると考えられるかどうか。
- (5) IFRS 第 9 号との整合性を図る取組みとの関係については、当該取組みに先行して、現行の日本基準における金融商品会計を基礎として、IFRS 第 13 号と整合性を図る必要性を検討しても支障がないと考えられるかどうか。

ディスカッション・ポイント

予備的な分析及び追加的な作業結果を踏まえた分析を踏まえ、次の点について、ご意見を頂きたい。

- (1) 金融商品に関する時価の定義及びガイダンスを IFRS 第 13 号と整合性を図ることは有用と考えられるかどうか。
- (2) 公正価値のレベル区分の開示は、有用と考えられるかどうか。
- (3) レベル 3 の公正価値測定に関する詳細な開示は、有用となる可能性があると考えられるが、仮に国際的な会計基準と整合性を図る場合には、開示項目ごとに、コストと便益を比較衡量した詳細な検討を行うことが考えられるかどうか。
- (4) 金融商品を多数保有していない企業又はレベル 3 の金融商品の保有が少ない企業に対しては、仮に国際的な会計基準と整合性を図る場合には、一定の開示が必要かどうかを検討する必要があると考えられるかどうか。
- (5) IFRS 第 9 号との整合性を図る取組みとの関係について、当該取組みに先行して、現行の日本基準における金融商品会計を基礎として、IFRS 第 13 号と整合性を図る必要性を検討しても支障がないと考えられるがど

うか。

国際的な会計基準と整合性を図ることに対する今後の進め方

37. 以上の点から、金融商品については、時価（公正価値）のガイダンス及び開示について、日本基準と国際的な会計基準との整合性を図ることの必要性があると考えられ、当該整合性を図る取組みに着手することが適当であると考えられるがどうか（金融商品以外に関する時価（公正価値）のガイダンス及び開示の必要性については、別途、親委員会において検討する。）。

38. なお、仮に基準開発に着手するとした場合には、専門委員会及び親委員会において、金融商品に関する時価（公正価値）のガイダンス及び開示について、以下の検討を行うことが考えられるがどうか。なお、以下の検討は、金融商品以外に関する時価（公正価値）のガイダンス及び開示についても基準開発に着手するか否かにより、検討の方向性が異なる可能性がある。

(1) まず、会計基準の構成に関して、主に次の点から検討が必要になると考えられる。

- ① 時価（公正価値）の定義及びガイダンスについて、国際的な会計基準と同様に、単一の時価（公正価値）に関する会計基準を開発するか、あるいは、既存の会計基準等（企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」や会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」等）を改訂するか。
- ② 時価のレベル別開示について、国際的な会計基準と同様に、時価（公正価値）のガイダンスとレベル別開示の両方を含む単一の時価（公正価値）に関する会計基準を開発するか、あるいは、既存の会計基準等（企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」）を改訂するか。
- ③ 日本基準における「時価」を「公正価値」に読み換えるか否かの検討

(2) 次に、時価（公正価値）の定義及びガイダンスについて、主に、以下の検討が必要になると考えられる。

- ① IFRS 第13号の公正価値の定義（出口価格、測定日時点、市場参加者、秩序ある取引等）についての検討
- ② 公正価値の定義に関連するガイダンスの検討（参照すべき市場、不履行リスク、資産又は負債に係る活動の量又は水準が著しく低下した場合の取扱い、第三者が提供する相場価格等）

③ 評価技法や公正価値ヒエラルキーのレベル区分の検討（レベル区分の定義、入力数値の優先順位等）

④ 設例の検討

(3) また、時価のレベル別開示について、主に、以下の検討が必要になると考えられる。

① レベルごとの残高開示の検討

② レベル 3 の公正価値測定に関する個々の開示項目（定量的な情報及び定性的な情報）の検討

③ 開示例の検討

(4) さらに、現行の日本基準との関連等から、主に、以下の検討が必要になると考えられる。

① 他の会計基準等についての修正の検討（現行の会計基準等に含まれる商品種類ごとの時価のガイダンスの可否の検討や上場株式（その他有価証券）に対する市場価格の平均の使用の検討を含む。）

② 金融商品を多数保有していない企業又はレベル 3 の金融商品の保有が少ない企業に対して、求める開示項目を異なるものとするか否かの検討

③ 四半期開示における開示項目の検討

ディスカッション・ポイント

金融商品に関する時価（公正価値）のガイダンス及び開示について、日本基準と国際的な会計基準との整合性を図る取組みに着手すべきと考えられるかどうか。

また、金融商品についての国際的な会計基準と整合性を図ることに対する今後の進め方について、ご意見を頂きたい。

以 上